

加 監 公 表 第 7 号
平成 2 9 年 2 月 2 8 日

加古川市監査委員 中西 一人
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 大西 健一
加古川市監査委員 佐藤 守

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
社会福祉法人加古川はぐるま福祉会	加古川市立知的障害者総合支援センター	障がい者支援課
社会福祉法人博由社	加古川市立つつじ園	障がい者支援課

2 監査の実施期間

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日から平成 2 9 年 1 月 3 0 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川市立知的障害者総合支援センター

ア 指定管理者名 社会福祉法人 加古川はぐるま福祉会

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 加古川市立知的障害者総合支援センターの設置及び管理に関する条例
(平成7年条例第31号。以下「条例」という。)第4条に関する業務

(イ) 条例第8条に規定する許可に関する業務

(ウ) 総合支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他総合支援センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成27年度 16,761,000円

(イ) 平成28年度 16,761,000円

(2) 加古川市立つつじ園

ア 指定管理者名 社会福祉法人 博由社

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 加古川市立つつじ園の設置及び管理に関する条例(昭和59年条例第4号。以下「条例」という。)第3条に関する業務

(イ) 条例第6条に規定する許可に関する業務

(ウ) つつじ園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他つつじ園の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成27年度 61,714,286円

(イ) 平成28年度 61,714,286円

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。